

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領

公益財団法人日本デザインナンバー財団（以下「財団」という。）が、定款第4条第2項の規定に基づいて実施する、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業に対する助成事業について、公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考規程（以下「選考規程」という。）に定めるほか、この要領の定めるところによる。

（目的）

第1条 この助成事業は、寄付金活用事業に対し助成を行うことにより、交通改善、観光振興等に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において「協議会」とは、国土交通省の「地方版図柄入りナンバープレート導入要綱」に基づき、導入地域において助成金を充当すべき事業の決定、助成金の交付を申請する者（以下「交付申請者」という。）の決定等を行う協議会をいう。

2 この要領において「助成対象事業」とは、別紙に掲げる事業であって、協議会が選定した事業とする。

（助成対象経費等）

第3条 財団の理事長は、交付申請者に対し、助成対象事業の実施に必要な経費（以下「助成対象経費」という。）に充てるものとして、予算の範囲内、かつ、導入地域ごとに次の各項により算出した助成予算額を上限として助成金を交付する。なお、助成対象経費には、補助金（当財団の助成金を除く）、利用料等の収入（見込み額を含む）は含まない。

2 年度における導入地域ごとの助成予算額は、当該年度助成可能総額に導入地域ごとの当該年度寄付金比率を乗じて算出（千円単位（百円単位未満切捨て））する。

3 財団の理事長は、毎年度6月までに前項により算出した当該年度の助成予算額を各導入地域の地方公共団体に通知する。なお、導入地域において、当該年度の助成予算額の一部または全部を使用しない場合には、その予算残額を翌年度の助成予算額に合算し通知するものとする。

4 財団の理事長から前項の通知を受けた地方公共団体は、交付申請者による交付申請前までに、協議会が決定した当該年度における事業の内容及び交付申請者等につ

いて財団の理事長に通知するものとする。

(交付申請)

第4条 交付申請者は、助成金交付申請書（様式第1）に添付資料を添えて、別に定める日までに財団の理事長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請にあたっては、助成対象事業に係る消費税等仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定及び通知)

第5条 財団の理事長は、前条第1項の申請を受け付けたときは、申請内容の審査を行ったうえで、受け付けた申請書を公益財団法人日本デザインナンバー財団助成対象者選考委員会規程に基づく助成対象者選考委員会（以下「選考委員会」という。）による交付決定を経て、助成金交付決定通知書（様式第2）により通知（以下「交付決定通知」という。）を行うものとする。この場合において、選考委員会が適正な交付を行うために必要があると認め、交付申請に係る事項につき修正や条件を付して交付決定をしたときは、その内容を通知するものとする。

- 2 交付決定の額は、導入地域ごとに第4条第1項により算出した金額を上限とし、助成金交付申請額とのいずれか低い額をもって決定する。

(交付決定の変更等の申請及び通知)

第6条 助成金の交付決定を受けた交付申請者（以下「交付決定事業者」という。）は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ変更等承認申請書（様式第3）に添付資料を添えて財団の理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 一 助成対象事業の内容を変更するとき。
 - 二 助成対象事業を中止又は完遂する見込みがなくなったとき。
- 2 財団の理事長は、前項の申請書の提出があったときは、必要に応じて選考委員会に意見を求めた上で交付決定の変更を行い、助成金交付決定後変更通知書（様式第4）により通知するものとする。
 - 3 財団の理事長は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第7条 交付決定事業者は、助成金の交付の決定後、その交付の決定に係る申請の取り下げをするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して30日以内に、その旨を記載した交付申請の取下申請書(様式第5)を財団の理事長に提出しなければならない。

2 前項の申請を受けつけた財団の理事長は、交付決定の取消について通知を行うものとする。

(状況報告)

第8条 交付決定事業者は、助成対象事業の実施または支出の状況について財団の理事長が要求した場合は、速やかに助成対象事業状況報告書(様式第6)に添付資料を添えて報告しなければならない。

(実績報告)

第9条 交付決定事業者は、助成対象事業を年度内に完了しなければならない。

2 交付決定事業者は、助成対象事業を完遂した日から30日以内に、助成対象事業実績報告書(様式第7、以下「実績報告」という。)に領収書(交付申請者をあて先とするものに限る)等の添付資料を添えて財団の理事長に報告しなければならない。なお、実績報告を行った交付決定者については、選考規程第9条の事業報告書を提出したものとみなす。

3 前項の実績報告に当たっては、当該助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、実績報告時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

4 第1項の実績報告の期限について、財団の承認を受けたときは、その期限によることができる。

(額の確定及び通知等)

第10条 財団の理事長は、前条第2項の実績報告を受け付けたときは、必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成対象事業の実施結果が助成金の交付決定の内容(第6条に基づく承認をした場合はその承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、助成金の額の確定通知書(様式第8)により当該交付決定事業者に通知(以下「額の確定通知」という。)を行うものとする。

- 2 前項の助成金の額を確定する場合においては、交付決定通知書に記載された助成金交付決定額（変更したときは変更後の額）とそれに係る実際の支出額のいずれか少ない額とする。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

- 第11条 第9条第3項ただし書による助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額していない額の確定通知を受けた交付決定事業者において、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したときは、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9）（以下「報告書」という。）に添付資料を添えて速やかに財団の理事長に報告しなければならない。
- 2 財団の理事長は、前項の報告を受け付けたときは、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
 - 3 前項の返還期間は、当該命令日から30日以内とし、期間内に納付がない場合は、未納による金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴することができる。

（交付決定の取消等）

- 第12条 財団の理事長は、第6条第1項第2号の助成対象事業の中止等申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当するときは、選考委員会に意見を求めた上、第5条第1項の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更することができる。
- 一 助成事業を実施せず、実施する意思が認められないとき。
 - 二 提出した書類に虚偽があったとき。
 - 三 助成金を目的以外に消費したとき。
 - 四 その他適正と認められないものとして財団の理事会が認めたとき。
- 2 財団の理事長は、前項の取消しをした場合において、その取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。
 - 3 財団の理事長は、前項の返還を命ずる場合には、その命令に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
 - 4 第11条第3項の規定は、第2項の場合について準用する。

（助成金の支払）

- 第13条 財団の理事長は、第10条第1項の交付すべき助成金の額を確定した後、

助成金を支払うものとする。

- 2 額の確定の通知を受けた交付決定事業者が、前項の助成金の支払いを受けようとするときは、助成金支払請求書（様式第10）を提出して財団の理事長に請求しなければならない。

（取得財産等の管理等）

第14条 助成金の交付を受けた事業者（以下「助成金交付事業者」という。）は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成対象事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従い、その効率的運用を図らなければならない。

（取得財産等の処分の制限）

第15条 助成金交付事業者は、取得財産等について、財産処分制限期間を経過する日までの間、財団の理事長の承認を受けずに処分してはならない。なお、財産処分制限期間は、国土交通省令に定める財産処分制限期間を準用することとする。

- 2 助成金交付事業者は、前項の処分をしようとするときは、あらかじめ、財産処分申請書（様式第11）を提出して財団の理事長の承認を受けなければならない。
- 3 財団の理事長は、前項の承認をしようとする場合において、交付した助成金のうち第1項の処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させることができる。さらに、当該処分により助成金交付事業者に利益が生じるときには、交付した助成金額の範囲内でその利益の全部又は一部を財団に納付させることができる。

（助成対象事業の表示）

第16条 交付決定事業者は、助成対象事業の実施に当たり、財団からの助成を受けて実施をしている事業である旨を、対外的に周知できるよう明確に表示をしなければならない。

（助成金の整理）

第17条 助成金交付事業者は、助成対象事業に関する収支を明らかにした帳簿等を備え、助成対象事業完遂後5年間保存しなければならない。

（帳簿等の保存）

第18条 助成金交付事業者は、次の各号に掲げる帳簿等を、財産処分制限期間を経

過するまでの間、保存しなければならない。

- 一 取得財産等の得喪に関する書類
- 二 取得財産等の現状把握に必要な書類及び資料類

(監査)

第19条 財団の理事長は、助成金の交付後に、助成対象経費に係る資金支出、会計処理、取得財産等の確認等の監査が行えるものとし、助成金交付事業者はこれに協力しなければならない。

(その他)

第20条 この要領に定めのないものについては、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和元年7月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月7日から施行する。

別紙（第2条第2項）

この要領の第2条2項により定める「助成対象事業」は、次のとおりとする。

1. 公共交通機関等のバリアフリー化に資する事業

（事業の例）

- ・ノンステップバス、リフト付きバス、ユニバーサルデザインタクシーの普及
- ・移動支援のための福祉車両の購入
- ・観光地設備のバリアフリー化に係る取り組み 等

2. 公共交通の輸送の円滑化、輸送力の強化に資する事業

（事業の例）

- ・連節バス、バス専用道等を組み合わせて、公共交通の速達性・定時性の確保や輸送能力の増大を可能とするBRT（Bus Rapid Transit）の普及
- ・イベント等における臨時バスの運行、周遊パスの発行 等

3. 公共交通機関等の利便性の向上・観光旅行客の受入れ体制の強化に資する事業

（事業の例）

- ・外国人旅行客等が公共交通の移動中でも交通情報の円滑な収集が可能となるバスやタクシー等の車内、乗降場所への無料公衆無線（Wi-fi）の設置
- ・多言語対応のタクシー配車アプリの普及等
- ・バス停留所等の整備
- ・二次交通が不便な地域におけるレンタサイクルの普及促進（自転車導入やサイクルラック設置費用等）
- ・Ma a S等の導入における実証実験等
- ・観光スポットでのゴミ拾いや落書き消し等の環境保全・美化活動
- ・観光情報の広報・PR
- ・観光促進に係る取り組み
- ・観光客誘客に関する取り組み
- ・観光イベントや誘客キャンペーンの開催に関する事業 等

4. 次世代自動車の普及に資する事業

（事業の例）

- ・交通事故の削減等の抜本的な改善効果が期待される自動走行システム等の新たな

な自動車技術の導入に資する事業

- ・自動車分野における省エネ対策、地球温暖化対策、大気汚染対策に資する燃料電池自動車等の普及に資する事業 等

5. 自動車等による交通事故防止対策、被害者救済対策に資する事業

(事業の例)

- ・交通遺児一時金等
- ・交通安全の広報・啓発
- ・交通安全に資する路灯や防犯カメラの設置・修理
- ・交通安全施設（カーブミラー、ガードレール、区画線等）、横断歩道及び周辺等への事故防止柵等の設置
- ・バスやタクシー等の公共交通事業者に対するドライブレコーダーやバックモニターの設置 等

6. 公共交通機関等の維持確保に資する事業

(事業の例)

- ・過疎地域における地域交通の確保や、公共交通の利用促進のための広報・啓発などの環境づくり
- ・駅、空港からのバスや観光タクシー等の二次交通の利用促進
- ・公共交通の運転士の人材確保 等

7. 街づくりに資する事業

(事業の例)

- ・無電柱化など、道路環境の整備に係る事業
- ・まちづくりに係る事業
- ・景観の観点からの野立広告物の撤去に係る事業 等

8. 観光施設・拠点等の保全・整備に資する事業

(事業の例)

- ・観光施設や観光拠点の維持・保全に係る取り組み 等

9. その他、上記事業と一体となって利用者利便の向上、公共の福祉に資する事業

様式第 1 (第 4 条第 1 項)

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交 付 申 請 者

所 在 地

名 称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付申請書

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金の交付を受けたいので、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業実施要領第 4 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり申請します。

【本申請に係る連絡先】

申請事業者名		
所属部署		
役職・担当者氏名		
所在地	〒	
連絡先	電話番号	
	F A X	
	メールアドレス	

様式第 1 別紙 1

助成金交付申請事業の概要

助成対象事業者名

①助成対象事業の名称	②助成実施要領第 2 条第 2 項の別紙に掲げる事業の該当番号
------------	---------------------------------

③事業を決定した協議会の名称

④事業の目的（事業を実施する背景、必要性などを具体的に記載して下さい。）

⑤事業の概要（事業のポンチ絵やスキーム図などを添付して下さい。）

⑥事業の実施対象地域

⑦事業の実施効果（事業の実施により得られる効果や今後の活用方策について記載して下さい。）

⑧事業の実施体制及び実施スケジュール（事業を実施するための管理体制やスケジュールについて記載して下さい。）

様式第1 別紙1

⑨事業の表示（寄付金を原資とする事業であることの表示方法について記載して下さい。）

注）各欄の記載の分量に応じ、「別紙のとおり」として別紙を添付して下さい。

様式第1 別紙2

助成金交付申請額及び助成対象経費の内訳等

助成対象事業者名 _____

(単位：円)

助成対象事業の名称	事業の着手及び完了予定日	助 成 対 象 経 費		助成金交付申請額
		積 算 内 訳	金 額	
	着手予定日	① 費 (算定式等)	円	
	完了予定日	② 費 (算定式等)	円	
		③ 費 (算定式等)	円	
		小 計	円	
	着手予定日	① 費 (算定式等)	円	
	完了予定日	② 費 (算定式等)	円	
		③ 費 (算定式等)	円	
		小 計	円	
合 計			円	円

(注) 消費税等仕入控除を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。減額して申請しない場合にはその旨を明記すること。
 消費税等仕入控除前の助成対象経費(総額) - 消費税等仕入控除税額(総額) = 助成対象経費

- (添付資料)
- (1) 助成対象経費の算出の根拠となる資料(見積書、仕様書等)
 - (2) 会社概要及び業務内容がわかる資料(交付申請者が地方公共団体の場合は除く。)
 - (3) その他助成金の交付に関して参考となる資料

助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳（予定）

財 源 調 達 先	調 達 金 額
1. 当財団からの助成金 （助成金交付申請額を記入）	円
2. 国からの補助金 （補助金の名称を記入）	円
3. 都道府県からの補助金 （補助金の名称を記入）	円
4. 市町村からの補助金 （補助金の名称を記入）	円
5. その他の補助金・助成金 （補助金・助成金の名称を記入）	円
6. 利用料金収受予定額	円
7. 自 己 財 源	円
合 計	円

注1) 当財団以外からの補助・助成金額が、交付申請時において未定の場合は、申請額若しくは申請予定額を記載してください。

2) 助成対象事業を実施する際に、利用客等から料金を収受する場合は、「利用料金収受予定額」に記載して下さい。

様式第2（第5条第1項）

日デ財発第 号
令和 年 月 日

交 付 申 請 者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団
理 事 長 印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって交付申請のありました地方版
図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金につきましては、地方版図柄入
りナンバープレートの寄付金活用事業助成金実施要領第5条第1項の規定に基づ
き、下記のとおり交付決定しましたので通知します。

記

1. 助成金交付決定額

助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

2. 助成金交付決定に付す条件

（注1）助成金の額の確定は、実施要領第9条第2項の規定による助成対象事業実績報告書（様式第7）に基づき確定します。

（注2）助成事業の変更や中止等が生じた場合は、実施要領第6条第1項の規定による変更等承認申請書（様式第3）を提出して下さい。

様式第3（第6条第1項）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交付決定事業者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の変更等承認申請書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありました地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業について、その内容を変更等したいので、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更等する助成対象事業
2. 変更等後の助成対象事業の内容
3. 変更等する理由
4. 変更等後の助成対象事業に関する資料（変更後の契約書等）
5. その他、参考となる資料

様式第4（第6条第2項）

日デ財発第 号
令和 年 月 日

変更等承認申請者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団
理事長 印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業の助成金交付決定後
変更通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって変更等申請のありました地方
版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業について、地方版図柄入りナンバー
プレートの寄付金活用事業助成金実施要領第6条第2項の規定に基づき、通知しま
す。

記

1. 変更後の助成金交付決定額： 金 円
変更前の助成金交付決定額： 金 円
2. 変更後の助成金交付決定に付す条件

様式第5（第7条）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交付決定事業者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金交付申請の
取下申請書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありました地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業について、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第7条の規定に基づき、交付申請の取下を行いたく理由を添えて申請します。

記

取下げを行う理由（具体的に記入すること）

様式第6（第8条）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交付決定事業者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成対象事業状況報告書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありました地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成対象事業について、その実施状況等に関し、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業実施要領第8条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成対象事業の遂行状況

2. 助成対象事業の支出状況

（注）本報告に関する資料等がある場合は添付すること。

様式第7（第9条第2項）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交付決定事業者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入ナンバープレートの寄付金活用事業助成対象事業実績報告書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の交付決定通知がありました地方版図柄入ナンバープレートの寄付金活用事業助成対象事業について、その事業が完遂したので、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第9条第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告します。

助成金交付申請事業の実施結果

助成対象事業者名 _____

①助成対象事業の名称

②事業実施結果 (事業の実施結果で、交付申請時に「様式第 1 別紙 1」に記載した事業内容に変更がある場合は以下に記載して下さい。)

【交付申請時】	【事業完了時】

③事業実施の際に表示した実績 (実施要領第 16 条に基づき表示した内容)

④事業実施による成果及び今後の展開について

注) 各欄の記載の分量に応じ、「別紙のとおり」として別紙を添付して下さい。

様式第7 別紙2

助成金交付決定額及び助成対象経費の内訳等

助成対象事業者名 _____

(単位：円)

助成対象事業の名称	事業の着手 及び完了日	助 成 対 象 経 費 (確 定 額)		助成金交付決定額
		積 算 内 訳	金 額	
	着手日	① 費 (算定式等)	円	
	完了日	② 費 (算定式等)	円	
		③ 費 (算定式等)	円	
		小 計	円	
	着手日	① 費 (算定式等)	円	
	完了日	② 費 (算定式等)	円	
		③ 費 (算定式等)	円	
		小 計	円	
合 計			円	円

(注) 消費税等仕入控除を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。減額して報告しない場合にはその旨を明記すること。
 消費税等仕入控除前の助成対象経費(総額) - 消費税等仕入控除税額(総額) = 助成対象経費

- (添付資料) (1) 助成対象経費の算出の根拠となる資料(契約書、請書、納品書、請求書、振込依頼書等の写し)
 (2) その他助成金の確定に関して参考となる資料

助成金交付申請事業に係る総事業費の財源内訳

財 源 調 達 先	調 達 金 額
1. 当財団からの助成金	円
2. 国からの補助金 (補助金の名称を記入)	円
3. 都道府県からの補助金 (補助金の名称を記入)	円
4. 市町村からの補助金 (補助金の名称を記入)	円
5. その他の補助金・助成金 (補助金・助成金の名称を記入)	円
6. 利用料金収受額	円
7. 自 己 財 源	円
合 計	円

注1) 助成対象事業を実施した際に、利用客等から料金を収受した場合は、「利用料金収受額」に記載して下さい。

2) 「1. 当財団からの助成金」については、交付決定額の内、実際に助成を受けたい額を記入して下さい。ただし、その額は交付決定額以内の額とします。

様式第8（第10条第1項）

日デ財発第 号
令和 年 月 日

交付決定事業者 殿

公益財団法人日本デザインナンバー財団
理事長 印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金の額の確定通知書

令和 年 月 日付け 第 号をもって実績報告のありました地方版
図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金につきましては、地方版図柄入り
ナンバープレートの寄付金活用事業助成金実施要領第10条第1項の規定に基づき、
下記のとおり助成金の額を確定しましたので通知します。

記

助成金の額 金 円

（注）実績報告時に、助成金に係る消費税等仕入控除税額を減額していない場合は、消費税
の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定した段階で、実施要領第
11条第1項に規定する消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書を提出して下
さい。

様式第9（第11条第1項）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

交付決定事業者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成対象事業に係る
消費税及び地方消費税の仕入れ控除税額報告書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の額の確定通知の
ありました地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成対象事業につい
て、消費税の申告等により当該助成金に係る消費税等仕入控除税額が確定したので、
地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第11条第1項の
規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 助成金の額（実施要領第10条第1項による額の確定額）

金 円

2. 助成金の額のうち消費税及び地方消費税相当額

金 円

3. 2. のうち仕入控除税額の対象とならなかった額

金 円

4 助成金返還相当額（2. の額から3. の額を差し引いたもの）

金 円

（注1）本報告に関する資料（確定申告書等）等を添付すること。

（注2）助成金返還相当額が生じた場合には、実施要領第11条第2項の規定に基づき、その金額の返還を命ずる。

様式第10（第13条第2項）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成金請求者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金支払請求書

令和 年 月 日付け日デ財発第 号をもって助成金の額の確定通知がありました地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成金について、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成実施要領第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり助成金の支払いを請求します。

記

1. 請求額 金 円
2. 振込先金融機関名（金融機関名／金融機関コード番号）
3. 支店名（支店名／支店コード番号）
4. 預金種別
5. 口座番号
6. 受取人 フリガナ
（口座名義人） 住所
フリガナ
氏名

様式第11（第15条第2項）

令和 年 月 日

公益財団法人

日本デザインナンバー財団 理事長 殿

助成金交付事業者

所在地

名称

代表者役職・氏名

印

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業取得財産の処分申請書

地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業助成事業の助成金の交付を受けて取得した取得財産等について財産処分を行いたいので、地方版図柄入りナンバープレートの寄付金活用事業実施要領第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 処分する取得財産（名称、型式、画像等を別紙に記入し添付）
2. 処分する取得財産の財産処分制限期間 : _____年
(始期) 令和 _____年 _____月 ~ (終期) 令和 _____年 _____月
3. 処分予定日（年月日） : 令和 _____年 _____月 _____日
4. 処分理由（具体的理由を別紙に記入し添付）
5. 処分予定日の属する月の帳簿価格 : 金 _____円
6. 処分することにより発生する収入 : 金 _____円
(見積書添付)
7. 処分することにより発生する費用 : 金 _____円
(見積書添付)
8. 上記「6.」から「7.」を差し引いた金額 : 金 _____円